

5 納税環境整備

1 電子帳簿等保存制度の見直し

(1) 国税関係帳簿書類の電磁的記録等による優良な電子帳簿の範囲の見直し(大綱 P.102)

一定の国税関係帳簿に係る電磁的記録の保存等が、国税の納税義務の適正な履行に資するものとして一定の要件等を満たしている場合におけるその国税関係帳簿(以下「優良な電子帳簿」という。)に係る過少申告加算税の軽減措置の対象となる申告所得税及び法人税に係る優良な電子帳簿の範囲が次のとおりとされます。

①仕訳帳
②総勘定元帳
③次に掲げる事項(申告所得税に係る優良な電子帳簿にあつては、二に掲げる事項を除く。)の記載に係る上記①及び②以外の帳簿
イ 手形(融通手形を除く。)上の債権債務に関する事項
ロ 売掛金(未収加工料その他売掛金と同様の性質を有するものを含む。)その他債権に関する事項(当座預金の預入れ及び引出しに関する事項を除く。)
ハ 買掛金(未払加工料その他買掛金と同様の性質を有するものを含む。)その他債務に関する事項
ニ 有価証券(商品であるものを除く。)に関する事項
ホ 減価償却資産に関する事項
ヘ 繰延資産に関する事項
ト 売上げ(加工その他の役務の給付その他売上げと同様の性質を有するもの等を含む。)その他収入に関する事項
チ 仕入れその他経費又は費用(法人税に係る優良な電子帳簿にあつては、賃金、給料手当、法定福利費及び厚生費を除く。)に関する事項

適用期日等：令和6年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用

(2) 国税関係書類に係るスキャナ保存制度の見直し(大綱 P.103)

- ① 国税関係書類をスキャナで読み取った際の解像度、階調及び大きさに関する情報の保存要件が廃止されます。
- ② 国税関係書類に係る記録事項の入力者等に関する情報の確認要件が廃止されます。
- ③ 相互関連性要件について、国税関係書類に関連する国税関係帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこととされる書類が、契約書・領収書等の重要書類に限定されます。

適用期日等：令和6年1月1日以後に保存が行われる国税関係書類について適用

(3) 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度の見直し(大綱 P. 103~104)

電子取引(取引情報の授受を電磁的方式により行う取引をいいます。以下同じです。)の取引情報に係る電磁的記録の保存制度について、次の見直しが行われます。

①電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存要件について、次の措置が講じられます。

イ 保存義務者が国税庁等のその職員の質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には検索要件の全てを不要とする措置について、対象者が次のとおりとされます。

(イ)その判定期間における売上高が5,000万円以下(現行:1,000万円以下)である保存義務者

(ロ)その電磁的記録の出力書面(整然とした形式及び明瞭な状態で出力され、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理されたものに限る。)の提示又は提出の求めに応じることができるようにしている保存義務者

ロ 電磁的記録の保存を行う者等に関する情報の確認要件が廃止されます。

②電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存要件に従って保存をすることができなかったことについて相当の理由がある保存義務者に対する猶予措置として、申告所得税及び法人税に係る保存義務者が行う電子取引につき、納税地等の所轄税務署長がその電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存要件に従って保存をすることができなかったことについて相当の理由があると認め、かつ、その保存義務者が質問検査権に基づくその電磁的記録のダウンロードの求め及びその電磁的記録の出力書面(整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたものに限ります。)の提示又は提出の求めに応じることができるようにしている場合には、その保存要件にかかわらず、その電磁的記録の保存をすることができることとされます。

③電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存への円滑な移行のための宥恕措置は、適用期限(令和5年12月31日)の到来をもって廃止されます。

適用期日等: 令和6年1月1日以後に行う電子取引の取引情報に係る電磁的記録について適用

2 加算税制度の見直し

①無申告加算税の割合(現行:15%(納付すべき税額が50万円を超える部分は20%))について、納付すべき税額が300万円を超える部分に対する割合が30%に引き上げられます。

納付すべき税額	改正前	改正後
50万円以下	15%	15%
50万円超 300万円以下	20%	20%
300万円超		30%

(注1)調査通知以後に、かつ、その調査があることにより更正又は決定があるべきことを予知(②において「更正予知」という。)する前にされた期限後申告又は修正申告に基づく無申告加算税の割合(現行:10%(納付すべき税額が50万円を超える部分は15%))については、上記の納付すべき税額が300万円を超える部分に対する割合が25%とされます。

(注2)上記の納付すべき税額が300万円を超える部分に対する割合について、納付すべき税額が300万円を超えることにつき納税者の責めに帰すべき事由がない場合の適用に関する所要の措置が講じられます。

②過去に無申告加算税又は重加算税が課されたことがある場合に無申告加算税又は重加算税の割合を10%加重する措置の対象に、期限後申告若しくは修正申告(調査通知前に、かつ、更正予知する前にされたものを除きます。)又は更正若しくは決定(以下「期限後申告等」といいます。)があった場合において、その期限後申告等に係る国税の前年度及び前々年度のその国税の属する税目について、無申告加算税(期限後申告又は修正申告が、調査通知前に、かつ、更正予知する前にされたものであるときに課されたものを除きます。)若しくは無申告加算税に代えて課される重加算税(②において「無申告加算税等」といいます。)を課されたことがあるとき、又はその無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認めるときに、その期限後申告等に基づき課する無申告加算税等が加えられます。

(注)過少申告加算税、源泉徴収等による国税に係る不納付加算税及び重加算税(無申告加算税に代えて課されるものを除きます。)については、上記の見直しの対象とされません。

③その他所要の措置が講じられます。

適用期日等：令和6年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用